

特許庁

情報技術統括室紹介

私たちは知財制度を情報システムで支える
デジタルコンサルティング集団です。



情報システムに関する業務の重要性や魅力の一端をぜひ感じ取ってください。

我が国政府は、現在「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づきDXを強力に推し進めています。私も特許庁には、その先頭を切ってDXに取り組んできた約40年の長い歴史があります。特許庁は、1984年のペーパーレス計画策定に始まり、1990年には特許の電子出願を世界に先駆けて導入し、2005年にはインターネット出願を実現するなど、ITの進展とともに順次DXを推し進めてきました。常に最先端技術の導入に努め、現在ではAI活用の面でもフロントランナーを自負しています。また、産業財産権や技術・デザインに関する世界中の膨大な情報を網羅的に蓄積していることから、規模の面でも我が国政府の中で最大級の情報システムとなっています。

特許庁が行っている業務は現在、こうした歴史ある情報システムが支えています。情報システム導入によって、産業財産権に関する手続の簡素化・利便性向上、業務効率や業務の質の向上が図られ、また諸外国の知財庁ともグローバルにネットワーク化され、業務連携が図られています。もはや情報システムなくして特許庁業務は成り立ちません。「世界最速、最高品質の審査」は、特許庁の情報システムとこの情報システムを支える職員、そして各業務を担当する職員のコラボレーションによって実現されているのです。

近年、DXの推進やAI導入等によって特許庁の情報システムの機能が高度化されるとともに、その重要性がますます高まってきています。情報システムの複雑性が増す一方で情報システムを安定的に運用することが求められ、また、技術の進展に合わせた情報システム刷新や制度改正・業務改革に伴うシステム改修も着実に進行する必要があります。こうしたことから、情報システムを活用できるDX人材がますます重要になっています。職員一人一人に、情報システムの役割や動作、弱みを知り、システムの機能を使いこなすことが求められるとともに、業務のスペシャリストとして新たな情報システムの企画・開発を主導する人材が求められています。

本パンフレットを通じて、我が国のイノベーションを支える知的財産制度が世界最高レベルの高度情報システムに支えられていることや、特許庁のDX人材が果敢にチャレンジし続けていることを、多くの方に知っていただきたいと思えます。そして、情報システムに関する業務の重要性や魅力の一端をぜひ感じ取ってください。

特許技監・CIO **桂 正憲**
KATSURA Masanori



特許技監・CIO
桂 正憲
KATSURA Masanori
平成元年4月 入庁
令和4年7月より現職

情報技術統括室長
吉田 美彦
YOSHIDA Yoshihiko
平成5年4月 入庁
令和元年7月より現職

本冊子を手にとったみなさんは、DX人材といったらどんな人材をイメージするのでしょうか？

特許庁が所管する産業財産権法（工業所有権法）は、実体法と手続法があります。例えば、特許に関する法律では、発明の新規性など特許の要件を定めたものが実体法、出願手続や差止請求の条件のように係争の処理の仕方を定めたものが手続法です。

これまでに、特許庁では、事務処理の滞り解消を課題として、インターネットも普及していない1990年に、世界で初めての電子出願による特許庁システムの運用を開始しました。

その際には、紙による書面主義が採用されている工業所有権法の特例として、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」を定めて、電子による手続を可能としました。

1999年には、特許庁システムの成果物である「電子化された工業所有権情報」をインターネットを通じて公衆に提供し、知的創造サイクル（知的財産を創造し、保護し、活用する循環）に寄与すべく、特許電子図書館の運用を開始しました。また、特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願の電子出願が世界知的所有権機関（WIPO）で標準化される際には、文書フォーマットとして、デファクトスタンダードとなるであろうXMLを採用することを欧州、米国の知財庁とともに提案し、国際標準化しました。

これらの業務に関わった人材に共通するのは、ミッション達成のためにITを積極的に使おうとする人であり、一人で全部やろうとせず、自分の強みにフォーカスした上で他の専門家と協働できる人材だと思います。

「公務員とは所管法令に基づき仕事をする者である」ことにフォーカスすれば、効率的に法の目的である産業の発展に寄与するために、産業財産権法に基づく業務をどうデザインするかは、特許庁職員のやりがい（存在理由）そのものです。

IT技術の専門性などは外部の専門家に求めることができます。情報技術統括室に求められるDX人材とは、まさに、特許庁のミッション達成のためにIT技術を活用して、外部の専門家、庁内の関係部署とつながり、全体最適な業務遂行をする人材です。

そして、知財エコシステムの共創に向けて、特許庁の手続法に基づく業務遂行能力を維持・向上すべく、情報システムも技術の進展に合わせてメンテナンスする必要があります。また、政策に密接に関連する手続法は、保護対象の拡充や新たな手続、国内関連法の改正や条約の変更等、改正の機会も多く、政策に応じて情報システムも適時かつ柔軟に作り替える必要があるため、情報技術統括室は、庁内の関連部署や外部の専門家とつながり、いわばデジタルのコンサルタント業務を日々行っています。

これらの業務には締切りがあり、利害関係者が複数存在し、時に経営判断が必要になるため、プロジェクトマネジメント力が必要になります。このような業務には大変なことも多いですが、必ず稼働というゴールがあるので、無事に稼働を迎えて、やり遂げた時の達成感は大変なお祭りのようなものです。

今後、デジタル改革関連法案対応や、意匠・商標業務システムの刷新などの重要なシステム開発が計画されており、引き続き、ユーザーにとって、使いやすく快適な情報システムの構築を進めて参ります。特許庁システムのジャーニーはまだ続きます。本冊子を契機に情報技術統括室に興味を持っていただければ幸いです。

情報技術統括室長 **吉田 美彦**
YOSHIDA Yoshihiko

CIO・情報技術統括室長からのメッセージ	01
情報技術統括室について	03
情報技術統括室の基本的な取組	05
大規模システム刷新プロジェクトストーリー	07
情報技術統括室職員の1日	09
各室の業務紹介・室長からのメッセージ	10

情報技術統括室について

情報技術統括室の役割

特許庁は、情報システムを国内出願人の知的財産を国内外で適切に保護するための基盤と位置付けています。情報技術統括室はその情報システムの企画・開発・運用管理、国際連携及び情報提供をとりまとめており、知的財産を効果的に機能させるために必要な、迅速かつ的確な権利の設定、及び、充実した知財情報の提供の基盤構築をはじめ、約40年に渡りDXに取り組んできました。このページでは、そのような特許庁のDXに関するジャーニーを紹介しします。

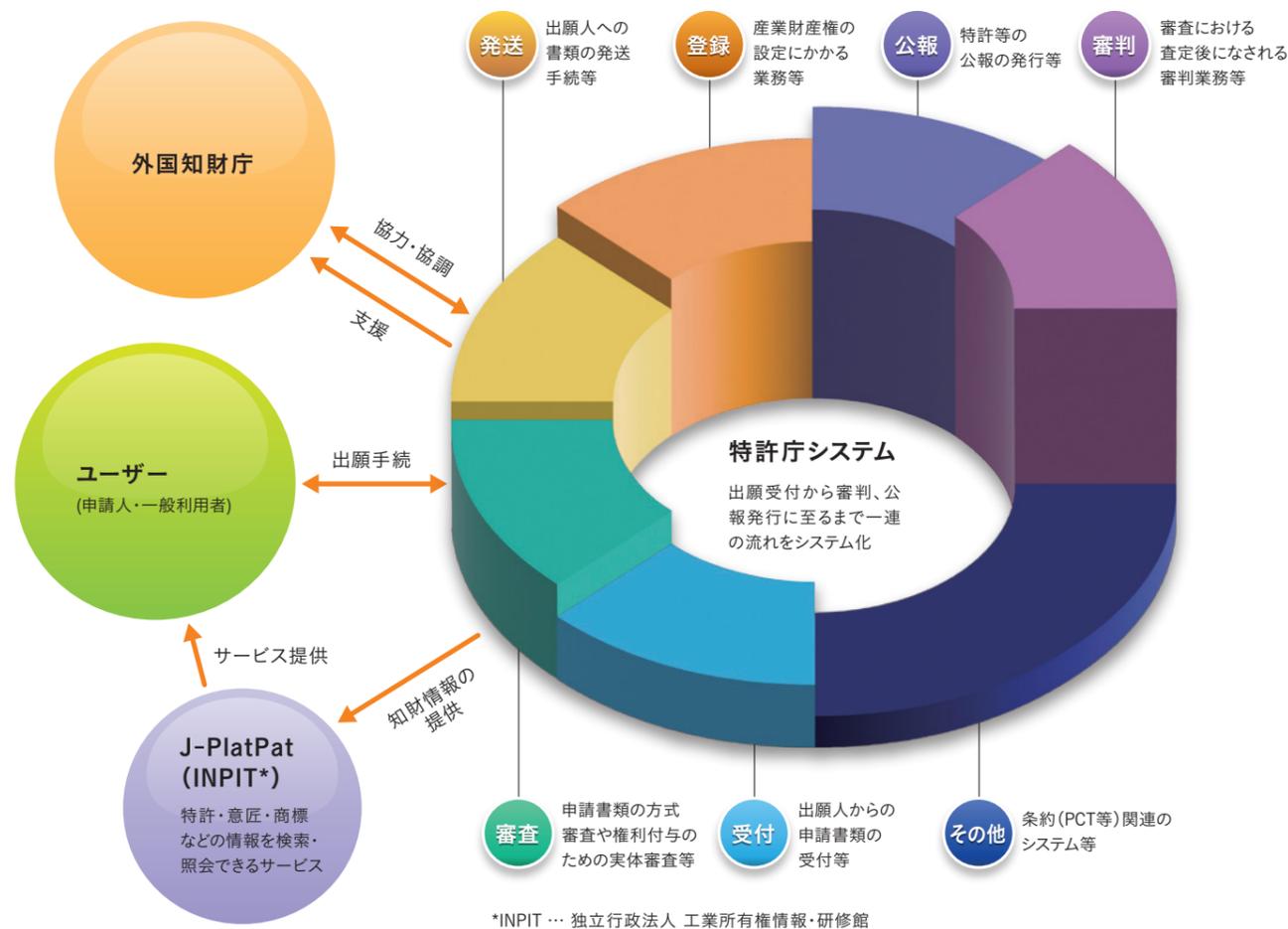
また、特許庁システムは、特許・意匠・商標の審査や手続業務毎にシステムがあり、約70のシステムから構成されています。

そのため、情報技術統括室では、特許審査官、意匠審査官、商標審査官、事務職員など、様々なメンバーがワンチームとなって業務にあたっています。例えば、システム開発では、業務に関する知識・システムに関する知識の両方を生かし、システムを使う側のシステムユーザーとシステムを開発する側のベンダとをつなぐ、デジタルコンサルタントとして活躍しています。もちろん、情報技術統括室への配属当初はシステムの知識がない職員もいますが、室内の研修や業務経験を通して知識を習得することができます。

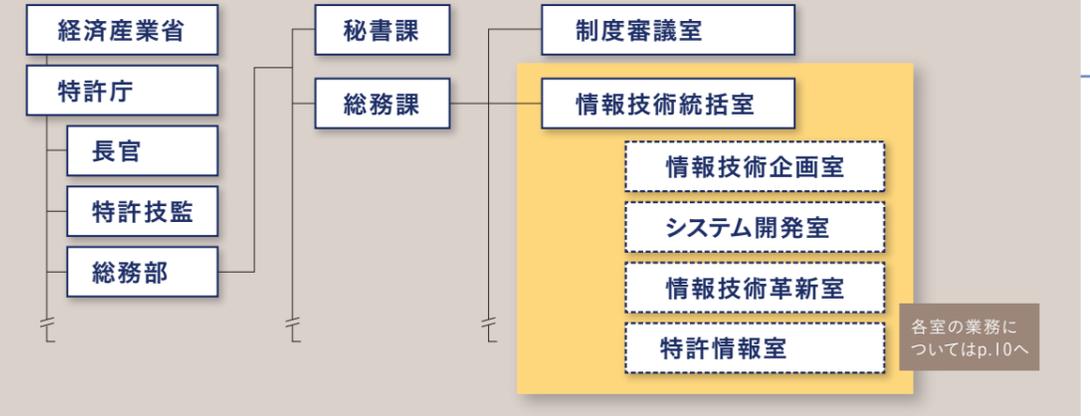
特許庁システム

特許庁では、1日当たり約1,400件(年間約50万件)の出願を受け付けていますが、その出願の受付から審査、登録、審判、公報の発行等に至るまで、産業財産権に関する一連の手続業務を特許庁システムが支えています。そのシステム規模は、メガバンクの業務システムを超えるほどの大きさです。

DXの取組により、現在では、出願の約92%がオンライン出願され、方式審査の約70%以上を情報システムが自動審査しています。

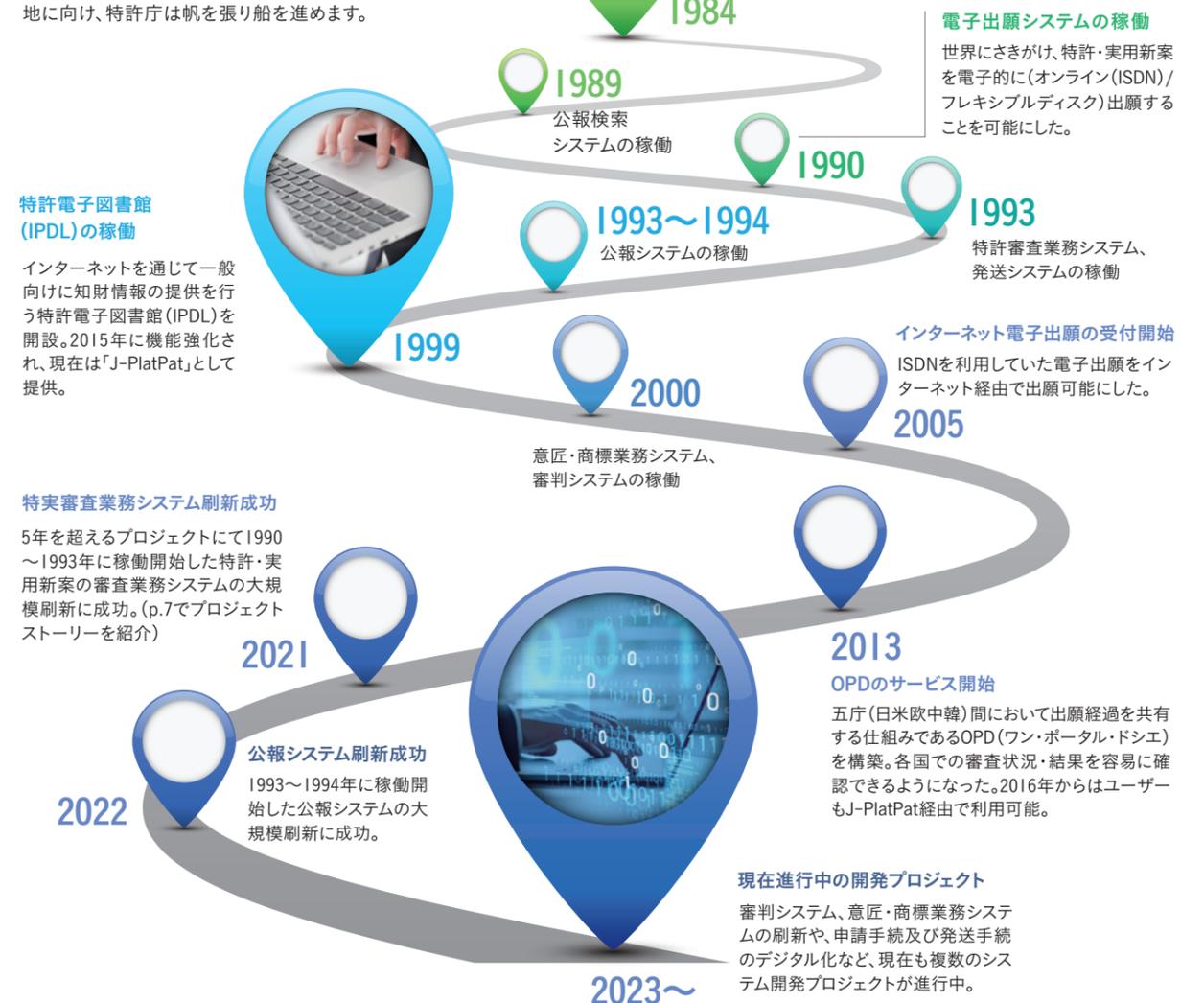


組織図



特許庁におけるDXの歴史

1984年に策定したペーパーレス計画に始まり、平成後期までのおよそ30年で特許庁は業務の大部分のDXに成功しました。現在は、特許庁の業務及びシステムの最適化のため、システム構造の定型化と簡素化を目的とした大規模なシステム刷新プロジェクトが進められています。次なる目的地に向け、特許庁は帆を張り船を進めます。



情報技術統括室の基本的な取組

情報技術統括室では、日本の出願人の知的財産を国内外で適切に保護するため、「①迅速かつ的確な権利の設定の基盤となる情報システムの整備・運用」、「②海外知財庁との協調、支援」、「③充実した知財情報の公衆提供」を重点施策として取り組んでいます。ここでは、具体的にいくつかの主要な取組をご紹介します。



System

1 迅速かつ的確な権利の設定の基盤となる情報システムの整備・運用

業務・システム最適化計画の遂行

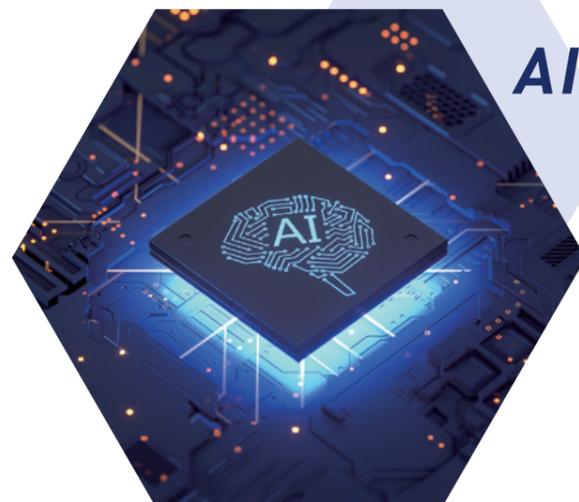
1990年の電子出願システム導入以降、各業務のシステム構築を進めてきました。そして、これらのシステムを総合的に再構築する計画として、「特許庁業務・システム最適化計画」を立ち上げ、大規模なシステム刷新プロジェクト等の各種取組を進めています。システム刷新プロジェクトでは、2021年7月に特許・実用新案の審査業務システムの刷新(p.7でプロジェクトストーリーを紹介)、2022年1月に公報システムの刷新に成功しました。現在は、審判システム及び意匠・商標業務システムの刷新プロジェクトを進めています。

申請手続・発送手続のデジタル化

ユーザーの利便性向上のため、手続をデジタルで完結できるように「特許庁における手続のデジタル化推進計画」(2021年3月31日)を策定し、申請手続及び発送手続のデジタル化プロジェクトを立ち上げて取組を進めています。申請手続のデジタル化プロジェクトでは、書面でのみ申請可能な手続について原則すべてオンライン申請を可能にし、また、発送手続のデジタル化プロジェクトでは、書面で発送される手続の8割以上(件数)をオンライン発送可能にする予定です。



DX



AI

アジャイル開発によるAI技術の適用

特許行政事務の高度化・効率化を進めるため、人工知能技術の活用に関する計画を記載した「人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン」を2017年度に公表し、特許、意匠、商標の実体審査業務などの分野において、AI技術の適用可能性に関する調査事業、機械学習コンペティションの開催、アジャイル開発手法による現場実証を業務担当部署等とともに進めてきました。現在、2022年度に改定したアクション・プランに基づき、引き続き先進的な取組を進めています。



2 海外知財庁との協調、支援

国際的な取組

特許庁では、日本国内のユーザーが海外でも適切に権利を取得し、安心してビジネスができるよう、国際的な知財ITインフラの整備・拡充を図っています。例えば、日本主導で五庁(日米欧中韓の知的財産庁)間で審査情報を共有するワン・ポータル・ドシエ(OPD)を構築し、ユーザーへ各国知財庁の審査状況を一括して提供しています。このようなIT分野での国際協力促進のためには、国際会合での議論が必要です。その規模は、二国間のものから、五庁や、国際機関(WIPO)が主催する多国間のものまで様々です。

また、新興国への支援として、日本からの拠出金を基にした業務のデジタル化支援や、海外知財庁内のIT人材育成のための研修を行っています。

International Cooperation

3 充実した知財情報の公衆提供

知財情報の提供

ユーザーがインターネットで特許、意匠、商標などの知財情報を検索・照会できるJ-PlatPatやFOPISER(外国特許情報提供サービス)、特許情報標準データダウンロードなどの無料サービスを提供しています。また、2022年1月には、特許庁の保有する知財情報の更なる活用を促進するため、APIを利用した特許情報の試行提供を開始しました。このAPIにより、特許庁の保有する最新の知財情報の一部を随時必要な分だけ機械的に取得することが可能となるため、ユーザーのデータベース構築・管理などの作業負担が軽減され、知財情報の利活用の幅が拡大することが期待されます。



Public Service

大規模システム刷新プロジェクトストーリー

特許・実用新案の審査業務システム刷新プロジェクト

「今日は特許庁における大規模システム開発プロジェクトに携わったお二人にインタビューさせていただきます。まずは自己紹介からよろしくお願いします。」

涌井 私は、特許庁において利用者の多い特許・実用新案の方式審査業務と実体審査業務を対象とするシステムの開発プロジェクト(特実審査業務システム刷新プロジェクト)に、プロジェクト(PJ)責任者として企画段階からサービス開始まで携わりました。このプロジェクトは、特許庁職員だけでも30人以上、ベンダ側のメンバーを合わせると300人を超える体制で取り組んだ、5年以上に渡る大規模なプロジェクトでした。
安井 私は、特実審査業務システム刷新プロジェクトのプロジェクトサブマネージャーとして、2019年4月から2020年4月までの約一年間在任しました。そこで同プロジェクトの3つのリリースポイント¹の内、最初のリリースポイントである、特許分類の付与に関するシステムのリリース(2020年1月)に携わりました。

「とても大きなシステム開発プロジェクトだったのですね。特実審査業務システムの特性について教えてください。」

涌井 特許庁職員が行う方式審査業務と実体審査業務のためのシステムです。方式審査業務は出願人が提出した書類等に対する方式審査を行うものです。システムは方式審査官が行う出願書類等に対する適否判断のサポート等を担っています。一方、実体審査業務においては、システムは特許審査官による特許分類の付与や審査結果の書類作成等のサポートを行



プロジェクト責任者
 システム開発室
 企画調査官
涌井 智則
 WAKUI Tomonori
 平成7年4月 入庁
 企画段階(2016年)からサービス開始(2021年)にわたり、PJ責任者としてプロジェクトを指揮。
 現在は、申請手続デジタル化プロジェクトのPJ責任者として、行政手続のさらなるデジタル化を推進中。



プロジェクトサブマネージャー
 情報技術企画室
 情報化推進管理班長
 (PMO管理担当)
安井 雅史
 YASUI Masafumi
 平成19年4月入庁
 2019年から2020年の第一段階リリースまで、PJサブマネージャーとして主に特実審査に関する機能全体を担当。
 現在は特許庁PMO(Program Management Office)において、システム刷新や手続デジタル化など重要PJの進捗管理等に従事。

(アーキテクチャ標準)を、今後新規に開発されるシステムが従うべきアーキテクチャとして規定しました。

特実審査業務システムはこのアーキテクチャ標準に則って開発された初めてのシステムであり、安井さんの言うとおり、本プロジェクトにおける知見を後続の刷新プロジェクトにも共有できたことは貢献として大きいと思います。

「情報技術統括室の魅力について教えてください。また、どのような人が情報技術統括室での業務に向いていると思いますか?」

安井 物作りの喜びを感じられるところです。業務担当部署に戻った際に、携わったシステムについて「この機能いいね」と言ってもらえた時は嬉しかったです。また、室内は活気があり、相手の意見を尊重する雰囲気があります。情報処理技術者試験等の資格試験の受検も推奨されており、本人の熱意により自らの専門性を高めていけることも魅力の一つだと思います。

このような雰囲気の中で楽しく仕事ができる人であれば、システムに関する知識がない人でも情報技術統括室で活躍できると思いますし、現に活躍している人もたくさんいます。

涌井 特許庁職員・ベンダ含めて多くの人と一緒に物作りの仕事をできて、また、できあがったものをちゃんとユーザーに使ってもらえる手触り感のある業務が魅力だと思います。また、職員の裁量も大きく、開発プロジェクトにおいて自分の意思を反映させながら、物事を決めていける点も魅力かと思っています。

また、情報技術統括室に向いているのは、自分で考えて物事を決めていけることに喜びを感じられる人だと思います。

います。

「プロジェクト発足当初や着任時の状況を教えてください。」

涌井 プロジェクトの企画段階から、特許庁職員・ベンダともにワンチームとなって、業務面・技術面での議論・検討をよくできたと感じています。このようなお互いに信頼した関係を構築できたのは、特許庁・ベンダの双方のメンバーが、プロジェクトに前向きであった証だと考えています。また、全体の方針として、プロジェクトのメンバーには、よく会話をして共通認識を醸成しつつ先に進めましょう、と伝えていました。

安井 私が着任した時期はプロジェクトとしての山である企画段階や開発段階の初期を乗り

越え、特許庁職員・ベンダ間の信頼関係も構築され結果が強まっている状況だったので、プロジェクト体制面での心配事はありませんでした。一方で、2020年1月のリリースは、特許協力条約(PCT)に関するシステムなど、他の大規模システムのリリースも予定されており、担当するシステムのリリースに失敗すれば、他システムのリリースにも影響が及ぶことが分かっていたため、非常に責任感・緊張感を感じていました。

「プロジェクトで苦労した点などがあれば教えてください。」

涌井 プロジェクトを進める中で苦労したのは、業務担当部署との意識合わせです。特に設計に関する方針に関して、開発段階の初期で業

務担当部署と認識がずれていることが判明したのですが、改めて丁寧に説明することで物作りを進めることができました。

「特実審査業務システム刷新プロジェクトにおける成果や特許庁に対する貢献はどのようなものでしょうか?」

涌井 システムユーザー(特許庁職員)視点での成果のひとつは、旧システムでは構造上対応が難しかったユーザー要望を取り入れたことによる機能改善、それによる業務効率の向上だと考えています。また、人材育成の観点から、多くのメンバーが大規模なシステム開発を経験できたことも成果の一つです。新規に大規模なシステムを構築する経験は貴重なもので、そのための

方法論を実施・検証できたという点は特許庁の財産になったのではないかと思います。

安井 他にも、システム開発に際して不必要な業務の廃止などの業務改善ができた点は成果だと考えています。また、特許庁全体としてみると、その後公報システム、審判システム、意匠・商標業務システムの刷新と続いていく最適化計画²に基づく大規模な刷新プロジェクト群において、最初のリリースに成功したことは、その後の大きな自信につながっていると考えています。

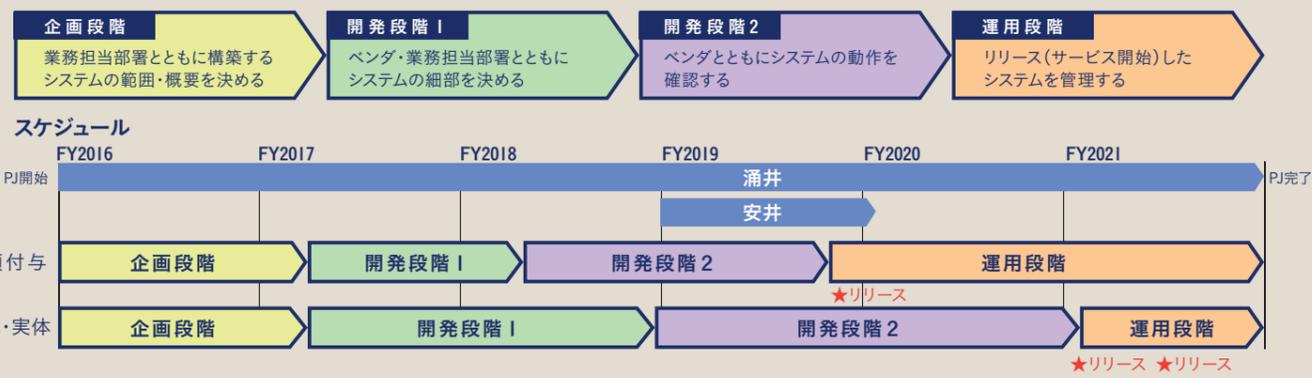
涌井 特許庁のシステムは、一回作ったらそれで終わりではなく、様々な制度改正や運用変更に対応するために、システムを改修しながら使い続けていくという特徴があります。そのため特許庁は、改修の必要があってもなるべく低コストかつ短期間で対応できるようなシステム構造

¹ 開発したシステムは、「分類付与」、「方式審査」、「実体審査」の3つのサブシステムで構成されている。「分類付与」は2020年1月にリリースされ、「方式審査」及び「実体審査」は2021年5月と同年7月にリリースされた。

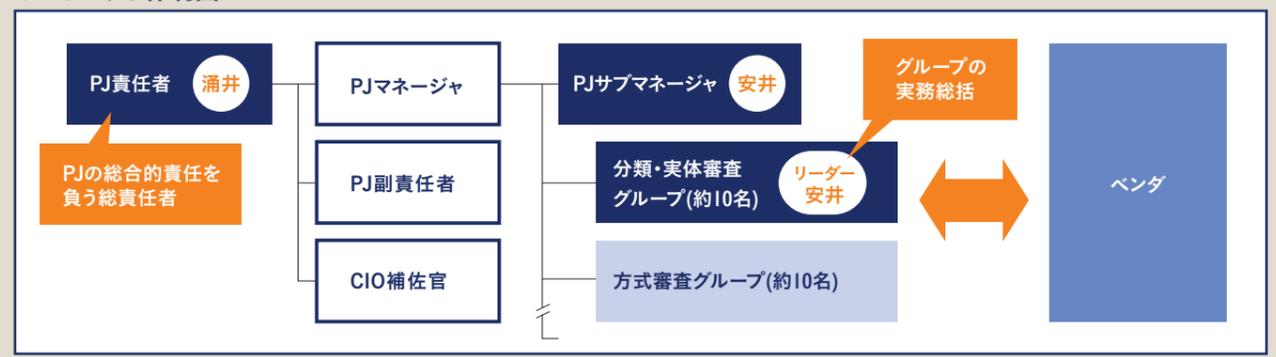
² 「特許庁業務・システム最適化計画」のこと。本計画は現在「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」に統合されている。



システム開発の流れ



プロジェクト体制図 (2019年時点)



情報技術企画室の場合



中島 大介
NAKAJIMA Daisuke

平成30年4月 入庁
情報技術企画室
情報技術国際班・海外協力班

知財情報サービスにおける各国ユーザーの利便性向上のため、特許庁は外国庁と協力しながら情報技術分野で国際的なプロジェクトを進めています。私は主に外国庁との連絡調整及び国際会合の準備等を担当しており、会合にも出席します。

まずはメールをチェックします。時差の関係で、深夜に外国庁からメールが届くことが多いです。

外国庁からのメールに対する返答方針について、班内や関係部署と相談し、検討を行います。この日は、メールに併せて送付する資料も作成することになりました。



外で昼食をとることが多いです。行きつけは虎ノ門にある和食料理店です。

午前中に相談した内容に基づき、引き続き資料を作成します。作成した資料を基に班内及び関係部署と再度打ち合わせを行い、必要に応じて資料を修正します。



完成した資料を海外庁に送付します。普段はここで退庁ですが、今日はこれから外国庁とオンライン会合があるため、これから準備を開始します。時差の関係から、20時～22時にオンライン会合が行われることが多いです。

無事オンライン会合が終了しました。この日は私も発言する機会があり、充実した会合となりました。準備した機材を撤収し、作成した会合の議事録を整理して、翌日以降すぐに庁内関係者に報告できるよう準備をしてから帰宅します。

登庁時刻 9:15
退庁時刻 22:30

システム開発室の場合



森末 萌以
MORISUE Mei

平成30年4月 入庁
システム開発室
事務システム第一班

出願人がオンライン手続を行う際に使用する「電子出願ソフト」や、出願人が提出した手続書類を受理するための「受付システム」等の、出願人と特許庁をつなぐ部分のシステムについて、管理・開発を担当しています。

フレックスタイム制を活用し、日によって登庁時間を変えています。登庁後、まずは一日の予定と締切り間近な発注がないかを確認します。



業務担当部署から受けたシステムに関する問い合わせについて、その部署に赴いてより詳細に話を聞いたり、システムの設計書を確認する等して、迅速に回答します。

情報技術統括室には若手職員も多く、年次の近い職員とランチすることもしばしば。この日は同じ班の後輩を連れて、溜池山王にある親子丼屋さんに行きました。

実際にシステムを作っている外注業者（ベンダ）と、週次の定例会議を行います。テレワークの人も多いため、オンラインと対面のミックスで行っています。

来年度のシステム開発に関する予算確保に向け、要件を精査したり金額の妥当性などを確認します。なかなか骨の折れる作業ですが、お金に関わる一番大事なところなので、必ずダブルチェックを行うなどして、慎重に取り組みます。

その日のうちに処理しなければならないものがあるときは残業することもあります。今日は定時退庁日なので、定時に退庁して同期と映画を観に行きます。運動不足解消も兼ねて、日比谷の映画館まで20分ほど歩いて行きます！



登庁時刻 10:00
退庁時刻 18:45

情報技術企画室



業務紹介

情報技術企画室は、①特許庁のシステム開発の上流工程を担う企画部署、②特許庁の各システム開発プロジェクトを支援するPMO、③海外の知財庁とのIT面での協力を進める国際部署の3つの顔を持ちます。特許庁システムのジャーニーは、ここから始まります。

室長からのメッセージ

高橋 克 室長

システム開発は長い航海と似ています。その長い航海に向けた準備を入念に行うのが情報技術企画室の仕事です。一見地味ですが、どの島（＝情報システム）に向かうか計画を立て、それを関係者に説明して予算を確保し、一緒に航海に出るベンダを調達する。時にはプロジェクトが難破しないように羅針盤となり、海外の知財庁と共に帆を張り風を受ける、とても創造的な仕事だと思います。DX時代においても、情報技術企画室は、入念に準備を進め、特許庁の先進的なプロジェクトを成功に導くことができる組織となることを目指します。

業務紹介

初詣や墓参りもリモートが可能なこの時代、出願から方式・実体審査、審判、登録、公報発行に至るまで、知的財産手続にももちろん情報システムが必要不可欠で、業務継続のために特許庁システムは無くしてはならない存在です。システム開発室は、そんな特許庁システムを安定稼働させるべく、運用・開発・HW更改等に対応しています。

室長からのメッセージ

清藤 弘晃 室長

長い航海期間中、嵐が発生して荒波にもまれることもあれば、想定外の事故による燃料切れの危機も訪れます。過酷な環境の中、航海をなんとか進めていくためには、乗組員がチームとなり、一丸となって困難に立ち向かっていかなければなりません。システム開発室は、「たいへんな仕事も楽しくポジティブに」をモットーに、システムユーザーの皆さん、実際にシステムを開発するベンダさん、情報技術統括室の頼りになる仲間達とチームを組み、コミュニケーションを密に取りながら、今後も特許庁システムを支えていきます。

システム開発室



情報技術革新室



業務紹介

情報技術革新室では、特許庁におけるDXを推進すべく、職員を中心とした少人数のチームで、アジャイル開発に取り組んでいます。AI技術の活用など新技術にも積極的に挑戦し、利用者への迅速な価値の提供、変化への柔軟な対応を実現しています。

室長からのメッセージ

富永 泰規 室長

変化のスピードが速いVUCAの時代において、官公庁においても、柔軟性と、スピード感を両立していくことが求められます。顧客指向で明確に目指すべきものを設定するデザイン的な思考と、小さく産んで大きく育てる試行錯誤的なアジャイル開発の取組は、今後の行政官に必要な素養の一つとなっていくと確信しています。メンバーの皆さんが、高い志を持ち、成長するチームとなり、想像を遙かに超える成果を生み出している現場で、ともに仕事ができることを心から感謝しつつ日々の業務に取り組んでいます。

業務紹介

特許情報室は、国内外の正確で基本的な知財情報を庁外の皆様へ迅速に届けるため、外国特許庁とのデータ交換や交換に向けた交渉、機械翻訳の高精度化、知財情報提供サービスの拡充など、知財情報普及のための企画・立案を行っています。このように提供された知財情報は、国内のみならず外国のユーザーにも活用されています。

室長からのメッセージ

永野 志保 室長

世界の出願件数の急激な増加や機械翻訳技術の飛躍的向上など知財情報提供を巡る環境の変化は日進月歩です。このような中、ユーザーの皆様と対話をしながら、知財情報をどのように提供すべきか、時代の技術水準に照らしつつ日々追究しています。種類豊富で最新の知財情報を迅速に提供し、ユーザーの皆様の技術調査に貢献することを通じて、知財エコシステム（知財の創造、権利化、活用（ライセンスなど））がより好循環していくことを心より願っています。

特許情報室





■アクセス



- 丸ノ内線・千代田線・日比谷線／霞ヶ関駅(A-13番出口)より徒歩7分
- 丸ノ内線・千代田線／国会議事堂前駅(3番出口)より徒歩5分
- 銀座線／虎ノ門駅(5番出口)より徒歩4分
- 南北線・銀座線／溜池山王駅(8番出口)より徒歩5分

経済産業省 特許庁 〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号